東京都公安委員会告示第 2215 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の４第６項により弁明の機会を付与するので、同条第７項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 11月 25 日

東京都公安委員会

記

1　弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名

別添のとおり

2　弁明書の提出先

江東区有明三丁目７番26号　有明フロンティアビルＢ棟

警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センター違反金管理係

3　弁明書の提出期限

令和 8 年 12月 23 日

4　公示事項

当公安委員会は、道路交通法第51条の４第６項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

株式会社　ドン・セルフ	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-112-261020-202536）
板垣　恵太	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-215-261019-202043）
株式会社　ＮｅｏＢｙｔｅ	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-219-261007-201781）
株式会社　ドン・セルフ	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-331-261021-204955）
坂本　真澄	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-436-261019-213229）
株式会社　Ｒｅｖｅａｌ	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-436-261027-416093）
前田　一矢	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-436-261106-447495）
坂本　真澄	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-554-261020-202423）
荒川　賢太	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-773-261015-204749）